

ケアプランの軽微な変更についての本市の考え方

ケアプランを変更する際には、新たにケアプランを作成する時と同様の業務を実施しなければなりません。
しかし、国通知においては「利用者の希望による軽微な変更」と判断した場合には、ケアマネジメントの一連の業務(※基準第13条第3号から第12号)を省略することができるとし、以下の10項目について例示されています。

これに対し、本市の基本的な考え方は、①利用者の状況に大きな変化がないことが前提で、②援助の方針・方向性が変更にならないものとし、軽微な変更該当する事例として、以下のようにお示します。なお、これはあくまでも例示であり、例示の内容が全ての事例に該当するものではありません。

(※)指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について(平成11年7月29日老企第22号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)

1. 軽微な変更該当する内容

項目	国の考え方	本市の考え方
①サービス提供の曜日変更	利用者の体調不良や家族の都合などの臨時的、一時的なもので、単なる曜日、日付の変更のような場合。 (※1)	国の見解に加え、利用者等の状況に変化がなく、ニーズ、目標及びサービス内容に変更がない場合で、 臨時的、一時的か否かにかかわらず、単なる曜日、日付、サービス時間帯を変更する場合 、「軽微な変更」に該当する。 例) 訪問介護を水曜日に利用していたが、受診の都合で木曜日に変更する。
②サービス提供の回数変更	同一事業所における週1回程度のサービス利用回数の増減のような場合。 (※1)	緊急・一時的な場合において、同一事業所における週1回程度のサービス利用回数の増減のような場合、「軽微な変更」に該当する。 例) 毎週水曜日に訪問介護を利用していたが、急な受診のためにもう1回必要になった。 ただし、その状況が2か月以上続く場合は「軽微な変更」に該当しないため、ケアプランの再作成が必要。 ※注：介護予防訪問サービス、生活支援訪問サービス、介護予防通所サービスにおいては、月額包括報酬のため、月途中でケアプランに位置付けられている回数よりも少ないサービス提供になること、又はその逆の場合は月途中での算定区分の変更は行わない。
③利用者の住所変更	利用者の住所変更 (※1)	住所変更に伴い、利用者の生活状況、環境面等に変化がない場合、「軽微な変更」に該当する。 例) 現住所と別の場所に住民票登録をしていたが、現住所に住民票を異動した。 ただし、住所変更に伴い、住環境(エレベーターの有無等)や家族構成(家族と同居等)等が変わる等生活に影響が生じる場合は「軽微な変更」に該当しない。

項目	国の考え方	本市の考え方
④事業所の名称変更	単なる事業所の名称変更 (※1)	居宅介護(予防)支援事業所、介護サービス事業所の名称を変更する場合、「軽微な変更」に該当する。 例) A事業所がAA事業所と名称のみを変更した。 ただし、事業譲渡などによる運営法人や指定事業所番号に変更があり名称変更となる場合は「軽微な変更」に該当しない。
⑤目標期間の延長	単なる目標設定期間の延長を行う場合、ケアプラン上の目標設定(課題や期間)を変更する必要がなく、単に目標期間を延長する場合など。(※1)	ケアプランの期間が終了すれば評価を行い、基本的には目標を変更しケアプランの再作成を行うため、 目標設定期間の延長は行わない。 目標は一定の期間内で達成可能なものを設定するべきであり、まずは目標の妥当性について検討すること。
⑥福祉用具で同等の用具に変更するに際して単位数のみが異なる場合	福祉用具の同一種目における機能の変化を伴わない用具の変更 (※1)	福祉用具の同一種目における、機能の変化を伴わない用具の変更の場合であって、利用者等の状況に変化がなく、ニーズ、目標及びサービス内容に変更がない場合、「軽微な変更」に該当する。 例) 歩行器をレンタルしているが、重いので少し軽いものに変更する。
⑦対象福祉用具の福祉用具貸与から特定福祉用具販売への変更	指定福祉用具貸与の提供を受けている対象福祉用具をそのまま特定福祉用具販売へ変更する場合 (※1)	利用者の選択により、指定福祉用具貸与の提供を受けている対象福祉用具をそのまま特定福祉用具販売へ変更する場合に、医師やリハビリテーション専門職、ケアプランの原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他関係者から聴取した意見及び利用者の身体状況等を踏まえ、利用者の状況に変化がなく、ニーズ、目標及びサービス内容に変更がない場合、「軽微な変更」に該当する。 (対象福祉用具) ①固定用スロープ ②歩行器(車輪・キャスターが付いている歩行車は除く) ③単点杖 ④多点杖
⑧目標もサービスも変わらない(利用者の状況以外の原因による)単なる事業所変更	目標もサービスも変わらない(利用者の状況以外の原因による)単なる事業所変更 (※1)	サービス事業所の休止・廃止等によりサービス事業所を変更する場合であって、利用者の状況に変化がなく、ニーズ、目標及びサービス内容に変更がない場合、「軽微な変更」に該当する。 例) A事業所 → B事業所
⑨目標を達成するためのサービス内容が変わるだけの場合	第一表の総合的な援助の方針や第二表の生活全般の解決すべき課題、目標、サービス種別等が変わらない範囲で、目標を達成するためのサービス内容が変わるだけの場合 (※1)	生活全般の解決すべき課題、目標、サービス種別等が変わらない範囲で、目標を達成するためのサービス内容だけが変わる場合、「軽微な変更」に該当する。 例) 通所リハビリテーションにおいて、運動器具や運動メニュー等の変更で、サービス提供時間や加算に変更がない。 ただし、訪問介護で買い物が掃除のサービス内容に変わる等必要性が変わるものについては、「軽微な変更」に該当しない。
⑩担当介護支援専門員の変更	契約している居宅介護支援事業所における担当介護支援専門員の変更(ただし、新しい担当者が利用者はじめ各サービス担当者と面識を有していること。) (※1)	契約している居宅介護(予防)支援事業所における担当介護支援専門員等の変更の場合、「軽微な変更」に該当する。 ※注: 介護予防ケアマネジメントの場合、あんしんすこやかセンターからA指定居宅介護支援事業所に委託していたが、何らかの事情により、委託先がB指定居宅介護支援事業所に変更になった場合は「軽微な変更」に該当する。 ただし、委託元のあんしんすこやかセンターが変更した場合は、「軽微な変更」に該当しない。

※1 なお、これはあくまで例示であり、「軽微な変更」に該当するかどうかは、変更する内容が同基準第13条第3号(継続的かつ計画的な指定居宅サービス等の利用)から第12号(担当者に対する個別サービス計画の提出依頼)までの一連の業務を行う必要性の高い変更であるかどうかによって軽微か否かを判断すべきものである。

2. 軽微な変更を適用した場合のサービス担当者会議

ケアプランの変更にあたっては、サービス担当者会議を開催しなければなりません。上記で挙げた軽微な変更には該当する場合は、必ずしも実施する必要はありません。

しかし、介護支援専門員がサービス担当者会議を開催して各サービス提供事業者と利用者の情報共有を図ったり、変更事項に対して意見を求めたりした方が良いと判断した場合に、サービス担当者会議を開催することについて制限するものではありません。その場合は、必ずしもケアプランに関わるすべての事業所を召集する必要はなく、照会等により意見を求めることもできます。

3. 軽微な変更該当すると判断した場合の事務処理手順

- ① 軽微な変更と判断した根拠、変更する日付と内容、利用者から同意を受けた日付、確認方法(電話や訪問等)について支援経過記録に記録する。
- ② ケアプランの変更箇所を見え消しで修正する。
※第1表～第3表の差し替え不可。利用者分のケアプランの修正は後日訪問時等に実施可。
- ③ サービス提供事業者と情報共有し、支援経過記録に記録する。
※必要に応じてサービス担当者会議を開催する(必須ではない)。照会等も可。